

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月16日（火）、第9回の委員会が開かれました。

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）
業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案（西村智奈美君外5名提出、衆法第2号）
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（岡本充功君外5名提出、衆法第3号）
労働安全衛生法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外5名提出、衆法第4号）
・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
（参考人）一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹 布山祐子君
独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員 内藤忍君
弁護士
国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ事務局長 伊藤和子君
東京大学大学院法学政治学研究科教授 山川隆一君
日本婦人団体連合会副会長
全国労働組合総連合副議長 長尾ゆり君
（質疑者）繁本護君（自民）、尾辻かな子君（立憲）、丸山穂高君（維新）、大西健介君（国民）、高木美智代君（公明）、高橋千鶴子君（共産）、中島克仁君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

繁本護君（自民）

- （1）女性の職業生活における活躍に関する情報の公表項目の拡充の必要性に対する山川参考人の見解
- （2）ハラスメント禁止規定を設けるよりも事業主に措置義務を課した上で労使の話し合いによりハラスメントを未然防止すべきとの意見に対する布山参考人の見解
- （3）セクシュアルハラスメント防止のための事業主の措置義務が履行されていない理由についての布山参考人の見解
- （4）定義が曖昧なハラスメントを法律で禁止することの可否についての伊藤参考人の見解
- （5）諸外国におけるハラスメント禁止規定の実効性についての伊藤参考人の見解

尾辻かな子君（立憲）

- （1）現行のセクシュアルハラスメント防止法制の実効性に係る問題点に対する山川参考人、内藤参考人及び布山参考人の見解
- （2）セクシュアルハラスメント防止法制の実効性を高めるための改善点についての山川参考人及び内藤参考人の見解
- （3）セクシュアルハラスメント禁止規定の導入を早急に検討する必要性に対する山川参考人の見解
- （4）行政救済制度が機能していない現状に対する山川参考人の見解
- （5）就職活動中の者に対するセクシュアルハラスメントへの男女雇用機会均等法第11条による対応の可否及び対応できない場合の対策についての内藤参考人及び山川参考人の見解

丸山穂高君（維新）

- （1）官僚に対する政治家からのパワーハラスメントについての内藤参考人の所感
- （2）事業主による女性の職業生活における活躍に関する情報の積極的な公表を促すための方策に関する布山参考人及び内藤参考人の見解

- (3) セクシュアルハラスメントの被害者に寄り添った支援の在り方に関する伊藤参考人の見解

大西健介君（国民）

- (1) 被害者の過失について論じる「セクシュアルハラスメントを受けないための注意義務」に関する伊藤参考人の見解
- (2) セクシュアルハラスメントを受けた女性が声を上げることは望ましくないとする風潮を変えるための方策に関する伊藤参考人の見解
- (3) 娘との性行為により準強制性交罪に問われた父親に無罪判決が出された事案を受けた立法措置の在り方に関する伊藤参考人の見解
- (4) 現在ILOで検討中のハラスメントに関する新たな条約を日本が批准できる可能性に関する各参考人の見解

高木美智代君（公明）

- (1) パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントの禁止規定の創設に係る課題の検討を開始する必要性についての山川参考人、内藤参考人及び伊藤参考人の見解
- (2) 実効性のあるセクシュアルハラスメント防止対策の今後の取組方策に対する布山参考人の見解
- (3) 内閣提出法律案におけるパワーハラスメントの定義、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の効果及び今後の取組の在り方に対する布山参考人及び山川参考人の見解
- (4) セクシュアルハラスメントの認定を行う救済機関の設置は司法機関と差がなくなるのではないかと
の考えに対する山川参考人の見解

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 男女の賃金格差を女性活躍推進法の情報の公表項目に設定すべきとの意見に対する布山参考人及び長尾参考人の見解
- (2) ハラスメント禁止規定と救済機関の設置をセットで法制化すべきとの意見に対する内藤参考人及び長尾参考人の見解
- (3) 準強制性交罪事件での無罪判決や政府関係者によるセクハラ罪はない旨の発言についての伊藤参考人の見解

中島克仁君（社保）

- (1) 内閣提出法律案によってパワーハラスメントの背景にある長時間労働等の我が国の雇用慣行が変わっていく可能性及び同法律案の足らざる部分の有無についての布山参考人、内藤参考人及び山川参考人の見解
- (2) 一部の医師に対して年1860時間もの時間外労働を容認する厚生労働省の医師の働き方改革に関する検討会報告書に対する長尾参考人の見解
- (3) 訪問介護におけるセクハラ・パワハラ問題への認識及びその対応策に関する伊藤参考人の見解